

令和5年11月24日

令和5年第5回中津川市議会（定例会） 提出予定議案

令和5年第5回中津川市議会（定例会）に、条例8件、その他11件、補正予算6件、合計25件の議案を提出します。

（条 例）

1、中津川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

人事院勧告に基づき、民間事業者との給与較差解消に対応した給与改定を行うため、国家公務員の給与改正に準拠し、改正を行う。

①中津川市職員の給与に関する条例の一部改正

- i 給料表を改定し、初任給及び給料月額を引き上げる。
大卒初任給を11,000円、高卒初任給を12,000円引き上げる。
給料表の改訂は若年層に重点を置き、改定率を逡減させる形で引き上げる。
- ii 職員のボーナスの支給月数を年間4.4月分⇒4.5月分とする。
- iii 定年前再任用短時間勤務職員のボーナスを年間2.3月分⇒2.35月分とする。
- iv その他所要の改正を行う。

②中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

- ・特定任期付職員のボーナスを年間3.3月分⇒3.4月分とする。
- ※ 対象職員無し。

③中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

- ・特別職のボーナスを年間4.15月分⇒4.25月分とする。

④中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正

- ・議員のボーナスを年間4.25月分⇒4.35月分とする。

⑤施行期日

- ・公布の日（令和5年4月1日から適用）
給料表の改定、期末勤勉手当の改定（12月分の引き上げ）
- ・令和6年4月1日
期末勤勉手当の改定（6月分、12月分の平準化）

2、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備する。

- ・地方自治法の一部改正に伴い、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給を可能とするほか、所要の規定の整備を行う。
- ・改正の主な内容
 - ①中津川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
 - ・任期が6月以上の会計年度任用職員の勤勉手当に関する条文を追加する。
 - ②次の5条例について、所要の規定の整理を行う。
 - ・中津川市監査委員条例
 - ・中津川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
 - ・中津川市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例
 - ・中津川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
 - ・中津川市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例
- ・施行期日 令和6年4月1日

3、中津川市消防本部消防手数料条例の一部改正について【初日議決】

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する。

- ・高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、認定高度保安実施者（AIやドローン等のテクノロジーを活用しつつ、自主的に高度な保安を確保できる事業者）が行う完成検査が手数料の減額対象となったため、関係する箇所の整備を行う。
- ・施行期日 令和5年12月21日

4、中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）等の一部改正に伴い、改正する。

- ①情報連携に係る規定の見直し
行政運営の効率化と迅速化を図るため、番号利用法の別表第2を削除し、政令で規定することにより情報連携が可能とされたため、本条例中、削除される別表第2を引用している箇所を整備する。
- ②独自利用規定の見直し
福祉医療費助成の審査は、令和6年秋に健康保険証がマイナンバーカードに一本化された後、原則としてマイナンバーカードを利用した情報連携により確認することとなる。福祉医療費助成に関する事務は、市が独自に行う事務として条例で定めるものであるため、全ての福祉医療費助成に関する事務で情報連携できるように番号利用条例に規定する。
- ・改正の内容
 - ①番号利用法別表第2の引用部分を削除し、新たに定義する用語「特定個人番号利用事務」

又は「利用特定個人情報」とする。

②番号利用条例別表1で福祉医療費助成に関する事務を限定する「重度心身障害者並びに母子家庭等及び父子家庭に係る」を削除する。

・施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日

5、中津川市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、改正する。

・国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）に係る国民健康保険料の所得割及び被保険者均等割額の軽減措置が講じられる。

・改正の内容

出産被保険者に係る産前産後期間相当分4か月間（出産被保険者の出産予定日の属する月の前月から出産予定月の翌々月までの期間）の保険料の所得割額、均等割額を減額する。

・施行期日 令和6年1月1日

6、中津川市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

子どもの医療費助成の対象年齢を15歳から18歳までに引き上げるため、改正する。

・国は、自治体が行う子ども医療費助成について、無料化などの対象要件の緩和に取り組みやすくすることを目的に、国民健康保険の減額調整措置を廃止する方針を示した。当市においても国の少子化対策に呼応し、子育てに係る経済的支援強化のひとつとして、子どもの医療費助成の対象年齢を15歳から18歳までに引き上げるため、改正を行う。

・改正の主な内容

・子どもの有効期間を「15歳」から「18歳」に改める。

・施行期日 令和6年4月1日

7、中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

総合病院中津川市民病院の病床数の変更等に伴い、改正する。

①総合病院中津川市民病院は現在360床のうち44床が休床状態であり、倉庫や更衣室などで利用していたが、保健所による医療監視において「病棟の目的外使用」との指導を受けたため、改正する。

②地方自治法の一部改正により条ずれが生ずる。

・改正の内容

①総合病院中津川市民病院の病床数を360床から316床へ変更する。

②条ずれの対応。

・施行期日 ①令和6年1月1日

②令和6年4月1日

8、中津川市市営住宅条例等の一部改正について

家族形態の多様化への対応及び入居率の向上を図るため、改正する。

- ・岐阜県パートナーシップ宣誓制度の運用が9月から開始されたことや市営住宅等の一部について入居率が低い状況にあることから、家族形態の多様化への対応及び入居率の向上を図るため、市営住宅、地域優良賃貸住宅等及び単独住宅の入居要件を見直す。

①改正の主な内容

- ・市営住宅等にパートナーシップ宣誓者世帯を入居可能とする。
- ・地域優良賃貸住宅等及び単独住宅に、ひとり親世帯を入居可能とする。

②上記改正内容について、次の4条例を改正する

- ・中津川市市営住宅条例
- ・中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例
- ・中津川市若者定住促進住宅管理条例
- ・中津川市市営単独住宅管理条例

- ・施行期日 令和6年1月1日

(その他)

1、財産の取得について

中津川西部テクノパーク整備事業用地として、土地を取得する。

- ・財産の種別 土地
- ・所在地、地目及び面積

所在地	地目	面積(平方メートル)
中津川市茄子川字二ツ岩404番2	原野	420.17
中津川市茄子川字二ツ岩404番3	山林	6,550.42
中津川市茄子川字二ツ岩405番4	山林	1,488.25
中津川市茄子川字二ツ岩413番1	山林	8,454.06
	ため池	289.00
中津川市茄子川字西通448番45	原野	1,743.74
中津川市茄子川字西通448番47	原野	982.00
中津川市茄子川字西通448番48	原野	167.00
合計面積		20,094.64

- ・取得金額 32,138,440円

- ・取得の相手方 個人(8名)

2、訴えの提起について【初日議決】

市が支払った給付費の過払分の返還を求める訴えを提起する。

- ・相手方 市内障がい者就労支援事業者
- ・事件名 不当利得返還等請求事件
- ・事件の概要 市内障がい者就労支援事業者（以下「甲」という。）は、就労継続支援A型事業を営む事業者であり、障がい者に対し就労継続支援の障害福祉サービスを提供した際には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、市に対して訓練等給付費を請求することができる。市は、甲からの請求に対し平成29年2月サービス提供分より訓練等給付費を給付していた。

令和3年11月25日に岐阜県が甲に対する実地指導を行ったところ、平成30年3月から令和3年11月までの間、就労継続支援A型計画が未作成であり、その場合は訓練等給付費を減算して請求すべきところを減算しないまま請求していることが判明した。訓練等給付費を再計算した結果、本来受給可能であった金額3,170万800円と実際に甲が受領した金額5,529万9,770円の差額2,359万8,970円が過払いとなった。

そこで、中津川市は甲に対し過払い金の返還を請求したが応じないため、令和5年5月に裁判所に対して国、県負担分1,769万9,228円を除いた市負担分589万9,742円の仮差押えの申し立てを行い、同年8月22日に差押命令が発出された。その後甲の代表者及び代理人弁護士へ連絡を試みるも音信不通となったため、本訴を提起する。

3、市有墓地の廃止について

狐塚墓地（手賀野）

- ・狐塚墓地のすべての使用者から墓地返還届が提出され、墓石の撤去も確認できたことから廃止する。

4～11、指定管理者の指定について

施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定する。

- ・議案数 8議案
- ・指定施設数 17施設
- ・指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

（下表中※印の施設は、令和6年4月1日～令和9年3月31日）

議案	施設数	施設名	指定先
4	1	中津川市苗木公民館 ※	苗木地域まちづくり推進協議会
5	2	中津川市付知公民館 ※	付知町まちづくり協議会
	3	中津川市アートピア付知交芸プラザ ※	
6	4	馬籠ふるさと学校 ※	SORA fam 株式会社
	5	馬籠総合グラウンド ※	
	6	馬籠ふれあい広場 ※	

7	7	中津川市民プール	※	株式会社 コパン
8	8	中津川市民運動場		三菱電機ライフサービス 株式会社 中津川支店
	9	中津川市サンライフ		
	10	中津川市サンライフ分館		
9	11	中津川市東児童館		学校法人 恵峰学園
	12	中津川市西児童館		
	13	中津川市児童センター		
	14	中津川市坂本ふれあい施設		
10	15	中津川市にぎわいプラザ駐車場	※	名鉄協商 株式会社
11	16	中津川駅前市営駐車場	※	恵北ビル管理 株式会社
	17	中津川駅前広場市営駐車場	※	

(補正予算)

- 1、令和5年度中津川市一般会計補正予算
- 2、 " 国民健康保険事業会計補正予算
- 3、 " 介護保険事業会計補正予算
- 4、 " 水道事業会計補正予算
- 5、 " 下水道事業会計補正予算
- 6、 " 病院事業会計補正予算

※記者会見終了後、資料の一部修正がありました。

お問い合わせ先

総務部 総務課 担当者：内木 里志
電話：0573-66-1111（内線441）